

# 平成31年生駒市教育委員会第2回臨時会会議録

1 日 時 平成31年3月14日(木) 午後4時30分～午後5時46分

2 場 所 生駒市役所 大会議室

## 3 審査事項

- (1) 報告第1号 臨時代理につき承認を求めることについて  
(平成31年生駒市議会第1回(3月)定例会提出議案の意見について)
- (2) 議案第9号 生駒市立小中学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針の策定について
- (3) 議案第10号 生駒市教育委員会教職員の任免について
- (4) 議案第8号 平成31年度生駒市教育大綱アクションプランの策定について

## 4 出席委員

|              |         |    |         |
|--------------|---------|----|---------|
| 教育長          | 中 田 好 昭 |    |         |
| 委員(教育長職務代理者) | 飯 島 敏 文 | 委員 | 寺 田 詩 子 |
| 委員           | 神 澤 創   | 委員 | 浦 林 直 子 |
| 委員           | 坪 井 美 佐 | 委員 | レイノルズあい |
| 委員           | 西 井 久 之 |    |         |

## 5 事務局職員出席者

|           |         |           |         |
|-----------|---------|-----------|---------|
| 教育振興部長    | 真 銅 宏   | 生涯学習部長    | 八 重 史 子 |
| 教育振興部次長   | 吉 川 和 博 | 教育総務課長    | 辻 中 伸 弘 |
| 教育指導課長    | 城 野 聖 一 | 生涯学習課長    | 向 田 真理子 |
| 教育総務課課長補佐 | 山 本 英 樹 | 教育指導課課長補佐 | 滝 澤 治 生 |
| 教育総務課(書記) | 牧 井 望   | 教育総務課(書記) | 鬼 頭 永 実 |

6 傍聴者 0名

午後4時30分 開会

○開会宣告

○日程第1 会期・会議時間の決定

○日程第2 報告第1号 臨時代理につき承認を求めることについて（平成31年生駒市議会第1回（3月）定例会提出議案の意見について）

- ・平成31年生駒市議会第1回（3月）定例会提出議案の意見について、辻中教育総務課長から説明

<参照：議案書 p 1 >

（質疑） なし

審議結果 【報告のとおり承認】

○日程第3 議案第9号 生駒市立小中学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針の策定について

- ・生駒市立小中学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針の策定について、城野教育指導課長から説明

<参照：議案書 p 6、資料1～2 >

（質疑）

西井委員：資料1の文部科学省のガイドラインには、「いわゆる「超勤4項目」以外の業務」とあるが、具体的に何か。

城野課長：超勤4項目は、「校外実習その他生徒の実習に関する業務」、「修学旅行その他学校の行事に関する業務」、「職員会議に関する業務」、「非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務」が挙げられる。超勤4項目が許可されるのは、1つ目、2つ目は学校種別ごとに学習指導要領に定められた校外実習及び学校行事の実施日、3つ目は設置者の定めるところにより学校に置かれる、教員全員での会議が行われる日、4つ目は、災害や児童生徒の生命に関わる疾病及び非行防止に関して緊急措置が必要となる日のみである。今回の「いわゆる「超勤4項目」以外の業務」としては、それ以外で所定の勤務時間を超えて実施している業務であり、教職員がいきいきと子どもと向き合う時間創造プログラム策定の際に実施したアンケートによると、保護者対応や部活動がある。

中田教育長：教育職員には、時間外勤務という概念が無い。超勤4項目については、校長からの命により、時間外勤務を認められる。しかし、その他の保護者対応、生徒指導は超勤4項目以外の業務であり、今まで取り扱いが曖昧であった。先般策定した教職員がいきいきと子どもと向き合う時間創

造プログラムは、そのような非本来的な業務を軽減するため、校務支援システムの導入、人的措置を目指している。本方針は、超勤4項目以外の時間外勤務の肥大化への対応として策定するものである。

飯島委員：事前に本方針をご提示いただいた際は、語彙などの細部の指摘をさせていただいた。内容的な部分について、本方針は、資料1の文部科学省からのガイドラインを、数字的にはおおむね踏襲しているが、それでは生駒市独自で策定する必要性がなくなる。しかし、単なる踏襲ではなく、生駒市の独自性を出すために、単に超過勤務の上限を1か月45時間から40時間に改めればよいというものではない。資料1にあるガイドラインは、時間管理のために数字ばかりが強調されている印象があるので、生駒市として、何のために時間管理・働き方改革をするのか、分かるようにし、また強調していただきたい。例えば、議案書11ページ、「勤務45時間超過 報告書」等について、単に言い訳を書く書類にならないよう心掛けていただきたい。超過勤務によって教育的効果があったのであれば、やむを得ない超過勤務であったと言えるが、もし教育的効果がなかったのであれば、今後どのような時間削減策を講じていくのかを記載できる様式にさせていただきたい。勤務時間を緻密に守ることだけが目的ではなく、先生方の本来の業務に心を割いていただくために策定する方針であることが分かりやすいように、趣旨説明、報告書の書式に付け加えていただきたい。

城野課長：そのような内容を付け加えるよう修正を検討したい。

中田教育長：本方針に関しては、生駒市の独自性、時間管理の徹底を示している。今のご提案については、きちんと議論したい。

真銅部長：飯島委員からのご指摘のとおり、本方針の運用において、数字のみが前面に出るのは本末転倒である。運用開始に当たっては、本方針の策定・運用の趣旨について、まずは4月の校長会で説明する予定になっており、その後も管理職を通じて現場に周知していく。また、「8.留意事項」の①において、本方針の前提をお示ししている。超過勤務45時間以内を守ることが目的ではなく、教育職員が所定の時間の中で子どもたちといきいきと向き合える環境を作るために、教育職員の長時間勤務を削減していくことが目的であるので、数字のみが先行しないよう丁寧な説明をしていく。また、報告様式については、書式を工夫し、今後の時間削減策等を記載できるように検討したい。

中田教育長：報告書の様式については、当市の一般行政職員の報告書に準じている。国の「過労死ライン」とされている超過勤務時間100時間という上限を、80時間に改め、また、12日連続勤務禁止についても、国の基準にはない内容であるが、当市の方針に準じて追加しており、かなり厳しい内容になっている。当市の一般行政職員は、生涯学習部などにおいて、

休日出勤が多いことから、12日連続勤務の禁止が設定されたものであるが、学校でも部活動などの理由で休日にも出勤される先生が多いため、追加した。部活動については、別途生駒市立学校に係る運動部活動の方針があり、休養日を設けるよう求めているので、運用上可能であると思う。運用開始当初には、先生方からも反発があるかと思うが、事前報告を徹底することで、先生方に時間管理意識を持っていただく。教育的効果を記載し、事後報告としてしまうと、校長が状況把握できなくなってしまう。校長には、適切に運用していただくように促し、意識改革のために厳しく事前報告を貫く。一般行政職員についても、意識改革はなかなか浸透していかない状況にあるので、学校でも時間をかけて丁寧に実施していく。以上のように、生駒市独自の部分もある。

神澤委員：議案書10ページに「2箇月から6箇月の平均で1箇月80時間に達したときは、本人の申し出により、産業医による面接指導を受けさせなければならない。また、学校長は、本人の申し出が無い場合は、本人に対して、産業医による面接指導を受けるように助言するものとする。」とあるが、産業医には、どのようにしてつなぐのか。

城野課長：事務局へ連絡をいただき、産業医につなぐ。

神澤委員：専門医か、校医かどちらになるのか。

辻中課長：特に指定はないが、方針が施行されるまでに、来年度の学校医を依頼する中で、面接指導もしていただける方を探す。

神澤委員：鬱状態などは専門医でないと分からない部分が多いため、専門医に就いていただきたい。

浦林委員：議案書10ページ「8.留意事項」の①にある内容が、本方針の最も重要な趣旨であり、運用開始の際は丁寧に現場へ説明していただきたい。校務削減・廃止については、働き方改革の一環として、現場でも努力されており、学校教育のあり方検討委員会からも、現場の声を反映した教職員がいきいきと子どもと向き合う時間創造プログラム（案）を答申していただいた。しかし、実際問題として、校務の削減・廃止ができるのかという点が、本方針を運用していく上で一番の課題であると思う。このことに関連して、ニュース番組で見かけた岡山県の学校での働き方改革の事例を紹介したい。学校運営協議会において、地域の方や学識経験者を交えて、2年間にわたり、先生方の働き方改革について丁寧に議論されていた。校務削減・廃止について、先生方からは、地域や保護者に楽をしていると思われたくないという思いが伺えた。逆に、地域や保護者は先生方の多忙さを知らなかった。2年間の議論の末、音楽会の廃止、夏休みのプールの廃止、先生方の見送りの廃止等、学校内の業務を大幅になくしていった。逆に、休み時間の校内パトロールや見守り、卒業式前の体育館のワックスがけなどの学校施設の清掃等についても、学校が

地域や保護者に呼びかけ、数人が集まって和気あいあいと作業をされていた。地域や保護者の理解を得なければ、校務の削減は難しい。学校と地域との意見交流の場については、協議会の設置にこだわる必要はないが、何かしらの形で機会を設けることが望ましい。先生方の時間を創造していくに当たっては、先生方のみの努力でなく、地域との協力体制の構築にも力を入れていただきたい。

中田教育長：浦林委員にご紹介いただいたのは、コミュニティスクールと呼ばれるものである。私からも、校長には学校の情報を地域に出してほしいとお伝えしている。学校からの情報提供が無いと、地域や保護者からの理解も得られないし、当然協力も得られない。また、関連してご報告させていただくが、来年度予算にてスクールサポートスタッフを1校に配置することになった。現在のスクールボランティアに近いが、この方を入れることでコミュニティスクールを目指していきたい。また、本市では市民自治協議会という、地域の課題を地域で解決していくための組織が設立されたが、実際大きな効果が見える段階には至っていない。地域の中で、個々の団体での活動はあるが、それらを繋ぐ人材が育っていないのが本市の課題である。生涯学習課で支援している家庭教育支援チーム「たけのこ」は繋ぐ人材を育ててくれると期待している。地域で核となる人材を育てることで、学校に地域力を導入させることが必要である。本市でも方向性としては、浦林委員にご紹介いただいたものと同じ方向を向いている。

レイルス委員：本方針の対象者は教育職員ということであるが、校長・教頭を含むのか。

城野課長：議案書7ページ「2. 本方針の対象者」において、「「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第2条に規定する市立小中学校の教育職員を対象とする」とある。内訳としては、校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師が、本市で該当する職員となる。他の用務員、事務職員等は対象にならない。

レイルス委員：民間企業では、管理職は対象外となり、管理職にしわ寄せがいくケースが多いが、校長と教頭が対象になるのは安心である。しかしそれでも、先生方の働き方改革を進めていく中で、管理職のマネジメントが求められることが多くなり、負担につながるものが懸念される。管理職の先生方には自身の時間管理にも留意していただきたい。今後校務支援システムを導入するなどし、校務の軽減に努められるものであると思うが、システムの導入もモデル校2校のみということもあり、全校で同じ状況でスタートできない。校務の削減や効率化をしていくに当たっては、現状把握から始まる。現段階において、1か月45時間以上の超過勤務をしている先生の数は、各校で把握しているのか。

城野課長：現段階では、サイボウズによる時間管理を試験的に実施しているが、取組の度合いは学校ごとに異なるので、全校では把握されていないと思われる。今後4月からは、本方針に則って、各校できちんと出退勤管理していく。

レイルズ委員：まずは数値的な現状把握をし、現状を見える化していただきたい。4月1日からの取組に期待したい。

中田教育長：現段階では、学校現場において、時間管理の意識はほぼ無い。もともと学校には、子どもに向き合うなら時間は関係ないという風潮があるが、近年は社会全体でワーク・ライフ・バランスがうたわれ、国策として働き方改革を進めている中で、学校だけが時代に逆行していくことはできない。

レイルズ委員：そのような現状を鑑みると、やはり数字が先行し過ぎるのは良くないにしても、ある程度意識していただきたい。

寺田委員：幼稚園でも、サイボウズを導入した当時は戸惑いがあった。幼稚園は昼からは時間に余裕があるというイメージがあるとは思いますが、実際は時間外にも業務をしている先生が多かった。サイボウズの導入に伴って、先生方の間でも改革していく必要性に気づき、会議の運営の仕方や削減してもいい業務は何かなど、話し合いの場を設けた。現場にいる先生の一人一人が意識しなくては実際の時間削減にはつながらない。校務支援システムの導入によって、小中学校の先生方の意識も変わっていけばいいと思う。

#### 審議結果 【原案のとおり可決】

#### ○日程第4 議案第8号 平成31年度生駒市教育大綱アクションプランの策定について

- ・平成31年度生駒市教育大綱アクションプランの策定について、辻中教育総務課長から説明

<参照：議案書p14、別冊1>

(質疑)

中田教育長：別冊1、3ページ「保幼児期の教育と小学校教育の育ちをつなぐ幼小接続事業」以外の修正はないのか。

辻中課長：その他に関しても、前回ご意見いただいた部分はあるが、予算等の実現性を勘案し、1点のみの修正とした。

#### 【原案のとおり可決】

#### ○日程第5 その他

- ・即位日等休日法の施行に伴う大型連休への対応について、真銅教育振興部長から説明

＜参照：追加その他資料1＞

(質疑)

中田教育長：本件の周知は広報ですか。

真銅部長：4月1日号の広報に掲載される予定である。また、広報以外にもホームページ、その他で広く市民の皆様にお知らせしていく。

坪井委員：大型連休中、大阪市では保育園を開所すると伺っているが、その背景にはネグレクトへの対応がある。当市では一時預かり保育を予約制により実施するということだが、普段異なる保育園に通っている幼児も事前の申し込みがあれば預かっていただけるという理解で良いか。

吉川次長：一時預かりについては、4月30日～5月2日の3日間、4園で実施する。なお、実施に当たっては、定員を設け、有料とする。また、はな保育園については、大型連休に限らず、普段から休日保育を無料で実施しており、在園者以外も利用可能で定員は10人である。ただし、4園で一時預かりを実施する3日間については、無料であるはな保育園に応募が集中することを避けるため、休んでいただく。

坪井委員：十分にご周知いただくとともに、保護者に対して分かりやすく提示し、簡単に手続できるようにしていただきたい。また、ネグレクトなどが疑われる保護者には個別でお声かけする等、一時預かりを活用しやすいように配慮していただきたい。

レイルズ委員：市役所の状況を伺いたい。

真銅部長：市役所については、カレンダー通りの勤務となるので、基本的には休みとなる。ゴミ収集、市の所管する施設等については各部で調整中である。その点についても、4月1日号の広報で併せてお知らせする予定である。

- ・市内認定こども園園児等のO-157の感染について、吉川教育振興部次長から説明

＜参照：その他資料1＞

(質疑)

中田教育長：陽性反応が出ている児童の同級生については、現段階では様子見をしているという理解で良いか

吉川次長：そのとおりである。2月20日以降の出席状況を確認したところ、下痢等で休んでいる児童はいない。そのような児童が出れば、保健所から調査が入る。また、保健所から学校に対しては、トイレの定期的な消毒など、適切な指導をしている。

西井委員：今回の感染について、原因は分かっているのか。

吉川次長：現段階では保健所が究明中であり、感染経路は未だ明らかではない。ただし今回については、全員軽症であるので、保健所としても報道するほどではないと判断していると思われる。

西井委員：5月の連休中はバーベキューをする家庭も多く、私も教員時代に、児童にO-157の感染者が出たこともある。一つの家庭で感染すると、他の児童に広がる。すると、検便を全員に実施しなくてはならなくなり、手間も掛かる。そのため、養護教諭と相談した上で、5月の連休前に注意喚起のための保護者宛ての通知をしたことがある。このような注意喚起については、学校がするものではないかもしれないが、感染者を出さないためには必要ではないか。

中田教育長：バーベキューについて言及しているかはわからないが、本件を受け、早速市のホームページで健康課から注意喚起はしている。バーベキューについては、健康課にも情報提供をしておく。

○日程第6 議案第10号 生駒市教育委員会教職員の任免について

・生駒市教育委員会教職員の任免について、中田教育長から説明

<参照：議案書p13、別紙（非公開）>

《 個人情報を含むため、質疑内容は非公開 》

審議結果 【原案のとおり可決】

○閉会宣告

午後5時46分 閉会